

岩手県告示第 445 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関として次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称 株式会社 東京建築検査機構
- 2 指定構造計算適合性判定機関の住所 東京都中央区東日本橋一丁目 1 番 4 号
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 東京都中央区東日本橋一丁目 1 番 4 号
- 4 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成 20 年 5 月 22 日